

Ⅶ
昭和初頭の栄冠

遂に名醸地へ、築いた人々

明治四〇年（一九〇七）に、全国酒造業者と大蔵官僚によって社団法人日本醸造協会が創立され、その主催に依る全国清酒品評会が開かれるようになって以来、そこでの最優勝を獲得するかどうかが、国内における清酒の地位を決定するものであり、名醸地の名をうたわれる標準にもなるのであった。

△坂口謹一郎著、日本の酒▽ 品評会の初期には、上位の優等賞のほとんど全部が灘と伏見の占めるところであって、地方の酒としては広島、それに次いで秋田がようやく顔を見せる程度であった。その後、最高の名誉賞には、灘を別として、大正一四年までは京都、広島、秋田の顔が見えたが、昭和三年にはさらに島根、長野、熊本、福岡が登場してきた。

灘や伏見の伝統の王座に迫った広島、秋田について、この時から、信州清酒が自他とも任ずる名醸地になったのである。昭和三年、初の名誉賞は岡谷の高橋巳喜之助と、諏訪醸造研究株式会社によって飾られたが、爾来、昭和九年には大町の北安醸造、一一年には諏訪の宮坂醸造、一三年には大町の薄井合名、塩尻の丸山紋一郎と、信州は相ついで万丈の気焰を吐いた。

思えば、明治一四年、第二回内国博覧会が東京上野にひらかれた折、品評会というものに出品して覇を競う郷土の第一号として、飯田の奥郵収蔵が清酒「幾久銘」を出品した時から、正に半世紀の才月が流れている。この間、この郷土の先人たちは営々として、よりよき酒を造り、その声価を高からしめるために、あらゆる機会を掴んで、あらゆる舞台に出品し、競って酒質の改善をはかってきたのであったが、今や、その父祖以来の悲願を達成して、ついに名醸地の地位を築きあげたのである。明治から大正にかけて、県下酒造家たちの努力目標は「広島に迫れ」「秋田に遅れるな」の合言葉で象徴されたが、全く、それを実現し得たのである。

△三井穀氏談▽ 名誉賞をとるためには、全国品評会において四回のうち三回、優賞に入賞しなければならないのだが、品評会は一年おきに開かれるのだから、結局八年間続けて優良酒をつくらなければ、その栄誉に輝けないのであって、これは全く大変なことであった。その偉業を信州の業者が相ついで成し遂げ、しかもそれに劣らない酒が県下の各地で続々と造られ、それに続く上位の入賞を見ていたのだから、名醸地をうたわれ、全国が目にしたのは当然である。それだけに、名誉賞を勝ちとった業者の感慨は大きかった。昭和十三年先代の丸山紋一郎さんは重い病床に伏せていたが、全国の名誉賞旗を持たせると、とうとうこれを取ることができたか、先生のお陰だ、もう死んでもよいといって目を閉じたと聞いた、その喜びの姿が忘れられない。

明治一四年、一先覚者によって、それが試みられて以来半世紀、二〇年代に、県下の心ある業者がせっせと技術改善の書物を買って以来四〇年、三〇年代に相ついで酒造組合を結成、協同の力に依る酒質改良にむかって以来三〇年、殊に、四二年に県酒聯の大同団結を以て、全県業者が一体となつての改良に進軍を開始して以来二〇年、今や、堂々と日本的な脚光を浴びたのであった。苦闘のあとの幾つかの記録を述べておこう。

明治一四年 第二回内国展覧会催されるに当り、上伊那三里村百瀬多治の桑酒とブドウ酒、同郡南向村塩沢伊八郎の養命酒、飯田町奥邸収蔵の清酒幾久銘、同町館野平馬の山ブドウ酒出品さる。

明治二二年 上下高井、下水内三郡の業者ら連合の清酒品評会をひらき、本県におけるこの種催しの先駆をなす。

明治三〇年 下高井科野村花岡善助、京都博覧会に出品入賞す。

明治三二年 下高井平穂村佐藤喜惣治、京都の貿易博覧会に出品入賞す。

明治四一年 長野市に開かれた一府一〇県連合共進会において、東京、神奈川、新潟、埼玉、群馬、茨城、千葉、栃木、山梨、愛知等から

各五〇〜一〇〇点出品の中で信州勢大量入賞す。たった一人の一等に南佐久郡木内吾市、二等一八人中一人、三等二九人中三人、四等一〇〇人中二〇人など大量入賞し、大いに声価を高む。

大正六年 全国品評会において二等六人、三等一八人入賞し、新興勢力としての前途を認めらる。

大正一三年 全国品評会において初めて優等三人、一等一〇人、二等五人、三等二三人の大量入賞を見、全出品中三五・二％の入賞歩合を示し、一段とまたその進出を認めらる。

昭和三年 全国品評会の全国出品者一〇四人の中において優等六人、一等一三人、二等一五人、三等二〇人、入賞歩合五二・二％を示し、高

橋巳喜之助、諏訪醸造研究所は初めて名誉賞を獲得し、信州清酒の声価を決定的ならしむ。

昭和一四年 日本醸造協会中部主催の『清酒鑑評会成績録』に以下の如く記録さる。「今回の各県の成績を通覧するに、長野県は上位の大半を占めて文字通り王座を占めたり。新潟県は流石に酒造王国の貫祿を示

して中堅層の大半を占めおるも上位のもの出品点数に対し、比較的少なりしは稍々寂寥の感なり。岐阜県は最近数年長足の進歩を示し、今回堅固不拔の成績を示したるは平常の熱心ぶりの反映というべし。愛知県は中堅層の成績を飾りおるも、上位のもの稍少く今後の奮発を望む次第なり。」

かくて、信州清酒は日本の名醸地として登場し、税務当局から「中部地方における王座ゆるがず」の絶讃を浴びるに至った。これは、業者全体のたゆみない努力に依ること勿論だが、長い精進のこの間、うしろ側に多くの指導者たちがいて呉れたことを忘れ得ないのである。

税務監督局関係の鑑定部長として中村政五郎、田中勝太郎、近藤一男、金井春吉、渡合六治、小穴富士雄、長沼篤次、柴田主税、渡辺八郎、長野税務署鑑定課長山本莞つよしらの名があげられ、県関係の技師として中川鯉太、出雲永槌、萱場、永田守一、三井毅、木瀬与六、今井謹也らが記録されなければならないし、大蔵省醸造試験所長として、日本酒の発達の上に大きな功績を残した山田正一及び松本出身の鈴木明治が、その郷党のために指導を怠らなかつたことも記憶されなければならない。

裏に杜氏あり、蔵びとの変遷

信州清酒の発展をみちびいた裏側に、優れた杜氏と誠実な蔵びと達のいたことも忘れるわけにはいかない。江戸時代の昔から、酒造りの仕事は、杜氏を中心として三役と呼ばれる頭、麴師、配師に殆どまかされていたのである。それ以下の稼ぎ人について、伊那地方では「酒さけ禄ろく」北信濃地方では「酒さけ屋や者もん」などと呼ばれたが、殊に、杜氏は全く主人の財産をあずかっているようなものであった。酒造

りがこんにちのように科学的にならず、専ら経験や勘だけにたよっていた昔にさかのぼればさかのぼるほど、主人たちにとって杜氏は大切なものであった。

江戸時代の『藤井文書』を見ても、杜氏に関する記録が非常に多い。文久三年二月九日「杜氏清蔵儀、明十日在所へ引取候につき、去冬分給金半季五両相渡しほかに十両遣す、又親元へ海苔一包遣し候」とか、安政三年二月十四日「杜氏清蔵儀、昨夜門口戸引付けおき、夜遊びに出候処、坂額村平衛門、母の不幸にて買物に來り、酒蔵右様のこと露顯いたし候えば不心得を責め、暇出し候えども、親ともども詫び入れ來り候につき勘弁申し候」などと記され、時には「杜氏清蔵儀、親元にて嫁心配いたし候処、茶屋女に馴染みありて、聞き申さず、親元嘆き候につき、仲に立ちて馴染女と夫婦にさせ候」「清蔵女房、お勝手に使って貰いたき由申し來り候えば雇いおき候」「清蔵女房おとよ、昨夜出産致し女兒死して生まれ候由、ぜんまい鯉節遣す」「清蔵儀、木島村立石というところにて新蔵立ち、杜氏に頼まれ候につき、色々相談の末断り申し候」というように、杜氏については詳細な日記がつけられている。それほどに、大切だったのである。

江戸から明治にかけての杜氏は、それぞれの酒造家がだいたい近在の農家の子弟を使っていた。由来、越後、飯山、小谷、諏訪南部、上伊那の富県、春近、沢渡方面からは多くの酒ロクが出稼ぎをしていたが、まだ格別に、その地方が優れた杜氏の出身地とはなっていないかった。そうした中から、まっ先に越後杜氏がその技術を教育され、訓練されて、大きく進出してきたのは明治の終りから大正初期であり、多くの酒造家たちがそれを雇った。戦前まで、北信地方には「頼まれれば越後からでも米搗きに來る」という俚諺があったが、その頃の名残りの言葉である。

そこへ、大正時代になると、広島杜氏が目立って入ってきた。灘や伏見の本場に迫り、新興勢力としての広島酒が注目され始めたのは大正八年頃からであったが、全国の品評会で優等賞一四点の内、広島が六点岡山が四点占めるというような進展ぶりを見て、信州の業界に「広島に遅れるな」の合言葉がおこり、広島や兵庫からの杜氏を雇って、大いに勉強しようとの気運が始まったのである。したがって、本県下の酒蔵は従来の越後杜氏と、新しくやってきた広島杜氏によって牛首られることになった。

しかし、こうなると、業界の中から「なんとかして、地元の杜氏も育てあげなければ」の声がおこってきた。県酒聯がその声に応じて、まず杜氏の表彰規程を制定し、各組合がその表彰資料をととのえるために、杜氏と麴師の登録制度を設けたのは大正元年であった。

裏に杜氏あり、蔵びとの変遷

県下酒造場の杜氏、役人出身地
(昭年13年、長野県調べ)

	杜氏	頭	麴屋	配屋
数	260	226	143	108
野	139	134	71	63
瀧	100	85	85	57
庫	9	5	6	3
島	9	0	8	4
知	2	1	1	1
梨	1	0	0	0
阜	0	1	0	0
総				
長				
新				
兵				
広				
愛				
山				
岐				

長野県酒造組合联合会杜氏表彰規程

第一条 本規程は本会所属組合内に従事の杜氏をして諸般の弊風を矯正せしめ、専ら善良なる杜氏の養成及普及をはかるを以て目的とす。

第二条 組合長は組合内杜氏の品行方正業務忠実なるものにして、左記各号の一に該当するときは毎年六月末日限りその実績を精査し、これを聯合会長に報告すべし。

一、同一醸造場において杜氏として十ヶ年以上勤続したるもの。

二、同一醸造場に従事し、その醸造したる清酒にして一府県もしくは一府県以上を区域とする品評会、共進会及博覧会において受賞せること三回以上に及び、技能鍛練と認めたるもの。

三、組合長において特に表彰するに足るべき行為ありと認めたるもの。

第三条 聯合会長は第二条の報告を受けたるときはその事実を調査し、評議員会の決議を経てその功績を表彰す。

県酒聯がこの規程を設けて、杜氏や蔵びとの技術向上を志したり頃、大正六年には、県も酒造工業に本腰を入れ始めて、八年からは年々地元杜氏教育のための講習会をひらくことになった。元来、酒屋モンの出身地であった諏訪富士見、北安小谷、飯山の三ヶ所を開催地とし、広島から優秀な杜氏を招いて、五日から一週間にわたり、技術指導をしたのである。そこで育った優秀な地元杜氏を県に採用して、技術のおくれた醸造場に派遣し、指導に当らせる方策もとった。そして、次第に地元杜氏が県下の酒蔵を支えるようになり、やがては県外にまで進出していったのである。

昭和一三年頃になると、広島杜氏は急速に少くなり、一部には兵庫の杜氏が残ったけれども、地元杜氏が越後杜氏をも遙かに凌駕するに至った。この傾向は太平洋戦争中から戦後にかけて更に進展、広島や兵庫はその座を全く信州勢にひき渡し、こんにちでは、越後杜氏もその数は極めて少く、おおかたが地元を雇っている。

長野県では、ただに杜氏の地元自給を目論んだだけでなく、昭和の農村恐慌を契機にして、その後、酒屋稼ぎ全般を農村青年の有利な副業に育てあげて計画した。昭和一一年頃、県下の酒蔵に働く従業員の中には、新瀧から杜氏三役を初め六〇〇人近い稼ぎ人が入ってきており、広島や兵庫からもそれぞれ、なお一〇〇余人がやってきていた。県当局では、地元の農村青年に優れた技術と精神を教えこむことに依て、これらの従業者全体を自給するようにし、農村副業としての地位を確立しようと考えたのであり、それは次第に成果をおさめていった。

酒造従業員の出身地別調べ
(昭和11年、長野県商工水産関係要覧)

郡	別	長野	新潟	広島	兵庫	愛知	岐阜	山梨	合計
長野市		14	48	0	0	0	0	0	62
上水	級	59	30	3	0	0	0	0	92
上更	上	24	47	2	0	0	0	0	73
上小	田	12	11	0	3	0	0	0	26
上小	田	61	65	3	2	0	0	0	131
上小	田	0	43	0	0	0	0	0	43
上小	田	31	61	0	22	0	0	0	114
上小	田	60	75	0	24	0	0	0	159
上小	田	148	2	18	0	0	0	18	186
上小	田	118	44	4	0	0	0	0	166
上小	田	233	30	11	1	4	0	0	279
上小	田	41	0	2	0	6	1	0	50
上小	田	11	28	0	0	0	0	0	39
上小	田	113	59	8	8	0	0	4	184
上小	田	39	9	0	0	0	0	0	48
上小	田	114	10	0	0	0	0	0	154
上小	田	77	12	0	0	0	0	0	89
上小	田	92	12	0	0	0	0	0	104
上小	田	49	3	0	0	0	0	0	52
上小	田	1,326	589	51	52	10	1	22	2,051

来稼ス、蓋シ県外ニ流出スル賃金少シトセズ。而シテ酒造ノ技ハ一見進歩ナキガ如キモ真ニ然ラズ日進月歩ノ変遷アルモノナレバ益益其ノ養成ニ力ヲ致シ農家好個ノ副業ヲ荒廢セシメザル様之ガ集団地方ニ対シテ講習会等ヲ開催シツツアリ。

△諏訪宮坂勝、村上陽、小松園治氏談▽ 富士見、茅野など南諏訪地方の杜氏育成について五味勝之助の功績が大きかった。元来、寒天、のり、酒造りの出稼ぎ地帯であったが、大正の後期、県技師中川鯉太の協力を得て立沢に講習会をひらき、農村青年の間に新しい副業をおこそうと考えたのが五味である。現在、諏訪は完全に地元杜氏だけで造っているが、大正から昭和にかけて頃はほとんど広島杜氏に頼っていた。広島杜氏は三役をつれてきて、その下に地元の青年たちが働いていた。

酒蔵の従業員には厳重に守られる階級意識があつて、下の者が勉強をして上の仕事をおぼえようとしても、先輩は自分の腕前を秘伝にしておきたくて、なかなか教えても呉れなかったし、上の役に取り立ててやろうともしなかったため、段々技術を身につけた若

△昭和一一年、長野県商工水産関係要覧▽ 酒造ノ時

期ハ冬期厳寒ノ候ニシテ之ニ従事スルハ多ク農村ノ者、即チ酒屋働キハ農閑期ニ於ケル最モ重要ナル農家副業ト称スヘク斯業ノ盛衰ハ直ニ之等従業員出身地ニ対シ至大ナル経済的影響ヲ及ボストニ現今ノ如ク諸般ノ事業萎微シテ振ハザルニ於テハ酒造賃金ガ農村金融上絶大ナル地位ニアルヤ言フ俟タズ。本県ニ於テハ少クトモ二、〇〇〇名以上ノ従業員ヲ要ス(前年調査二、〇二三名)之ガ賃金一人当一〇〇円以上(自宅ニ持チ帰ル金額)ナルヲ以テ実ニ貳拾余万円ニ達ス、而モ此額ガ純取得ナルニ想到スレバ益々重要性ヲ加フ。県下在住ノ酒造杜氏並従業員数ハ約一、三〇〇名ニシテ北安、高水、諏訪、上下伊那等ヨリ出ヅ此内一五〇名ハ県外ニ出稼スルヲ以テ差引八〇〇名程度ノ不足ヲ生ジ之等ハ新潟、広島、兵庫等ヨリ

県の酒造従業員待遇に関する協定 (昭和16.2)

1. 杜氏

酒造石数	基本給 (1 酒造期間中)		実物給与		賞与
	最高(円)	最低	清酒	1斗未満	
300石未満	450	120	清酒粕	10貫	250円以内
500石 同	600	202	食事	3食	
1,000石 同	700	300	〃	〃	
1,000石以上	900	400	住宅	1畳半	

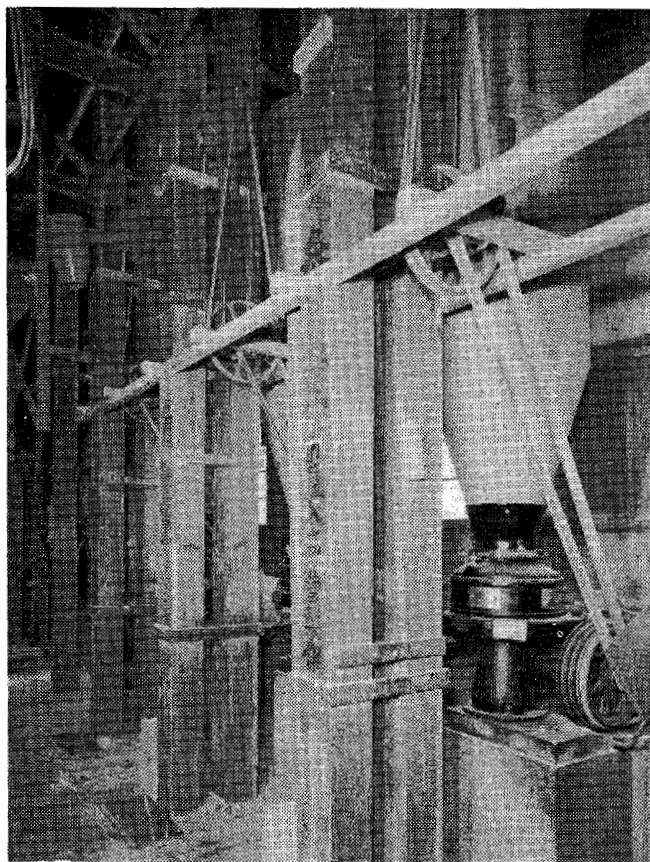
2. その他の蔵びと

	基本給(日給)		実物給与				賞与
	最高(銭)	最低	清酒	粕	食事	住宅	
頭	2.50	1.30	3升未満	3貫	3食	1畳半	100円以内
麴	2.50	1.30	同上	同上	同上	同上	100
酏	2.50	1.30	同	同	同	同	同
麴酏助手	2.30	1.20	2升未満	2貫	同	同	50
釜屋	2.30	1.20	3升未満	3貫	同	同	50
精米師	2.30	1.20	同上	同上	同	同	50
槽頭	2.20	1.10	2升未満	2貫	同	同	50
働	2.10	0.80	同上	同上	同	同	30

蔵での働きと酒造り唄

寒中の、しかも夜中から明け方へかけての仕事がかさなる蔵びとたちの労働は、まだ機械化されない時代、全く大変なことであった。凍りつくような真夜中の二時頃には、蒸米係の釜屋がもう起き出して、釜に火をつけ、何十石もの米蒸し作業にとりかかる。四時

い者と、広島から来ている先輩の間に不満が生じ、対抗意識がおこった。しまいには、広島連中が仕事半ばで、帰郷の行李を背負い出すというような場面もあった。しかし、地元杜氏が大いに技術を磨きあげてくると、広島杜氏もありがたいが、夏の間、万一のことがあっても全く来てもらえないというような不便も重なって、ついには地元一色になってきた。今では富士見、本郷あたり有力な冬季副業となつて、年々町長が全酒屋の御礼廻りをするほどである。



昭和初頭に普及した精米機

わしであり、蔵びと達の心をひきしめて、ひたすらに「よき酒を」の願いを神に祈るときなのである。

凍てつく夜中の水汲みは、もっともつらい仕事の一つであった。ふりこぼし一斗といって、大きな井戸からつるべで汲みあげるのだが、寒中の素足だから、突きささるように痛いのであり、大低の新参者は、それに堪え切れないで帰ってしまう。蔵の中にいい酒水のないものは、隣村の井戸までも貰い水にいかねければならなかったし（長野の例）朝早く、まだ汚れてこないうちに河水を汲んでこなければならぬ（上伊那の例）酒屋もあった。朝飯が済むと、杜氏の指図で桶洗いや翌日用の米とぎが始まるのだが、桶洗いは裸かで表にとび出さなければならなかったし、米とぎも素足である。米を入れた桶に素足で入り、つぎつぎと水をかえては、踏んで洗うのだが、その冷たさに堪える知恵の中から、米洗いの作業唄が自然に生まれ出てきたのであろう。

酒蔵には工場長としての杜氏のもとに、かしら、麴屋、配屋の三役以下精米屋、釜屋、船頭、はたらきなどがおり、一番の新参は「かんなべ」と呼ばれて炊事を担当していたが、上下の階級序列はまことにきびしいもので、杜氏（おやじ）には決して頭があがらなかった。蔵の中には広敷と呼ばれる六畳ぐらいの狭い休み場があつて、隣りに杜氏部屋があり隅に菰包の四斗樽をおいていつでも飲

頃には全員が起きて、仕込桶に水を入れ、麴を入れて攪拌し、温度をととのえ、米の蒸しあがるのを待っている。蒸し米ができると、まず杜氏が蒸し具合を調べ、米質の硬軟を吟味した上、よしと思えば、待機中の全員に一斉出動を命令する。命令一下、こしきから蒸米をとり出すもの、むしろに広げるもの、広げた米を手早く冷すもの、麴室に入れるもの、配米を配に仕込むもの、或は掛米を立ちならぶ桶に仕込むもの、それらのすべてを出来るだけ寒いうちに、一、二時間間で仕上げなければならないのである。寒いので、眠いのといっておれるものではない。朝飯前のこの大仕事は片付くと、仕込みのすんだ桶に対して、清めの切り火をチョンチョンと打つのであるが、これこそが酒蔵に連綿と伝えられている習

めるようにしておき、ほかの酒を飲まないための工夫をしているところもあった。暇なときにはごろごろしており、二階が寝所になっている。うす暗い五燭の電灯がつけられ、それが彼らの住いのすべてであった。こんにちでは、もう思いもよらないことである。

△伊那小野庄司、木下義佐氏談▽ 秋の取入れがすんだ頃、年々来てくれる杜氏のところへ頼んでやると、一〇人ぐらいの蔵びとをひきつれてやって来、ひと冬すすと連れだつて帰っていくのだが、その頃の杜氏には長い経験が必要なので、たいてい五十年配になっていた。それだけに、その権威は大したもので、仕事運びの命令もきちんとしていた。殊に越後杜氏は厳格であつて、毎日、全員を集めてその日その日の分担を指図するのだが、杜氏の命令をうけた蔵びとたちは、いちいち復唱して確認し合つた。蔵びとの仕事で、昭和の初め頃まで一番つらいのは踏み洗いといわれた米とぎ作業ではなかつたらうか。大きな半切桶に何石という米を入れて寒水を注ぎこみ、素足で入つて踏み洗うのだが、洗い場主任がいて、幾人かがそれに当り、「始まつたりや一の谷」「二に日光中禅寺、ありがたいのは善光寺」などと歌いながら、二〇回ほど大桶の冷い水を注いでは洗い流すのであつた。

蔵びとたちは、その工程に応じて、それぞれの作業唄をうたつていた。最初に『流し唄』と呼ばれて道具洗いの唄があり、そのつぎには米洗いの『数え唄』があつた。歌いながら元気をつけ、注ぎこむ水の桶数をかぞえるのである。それから『配摺り唄』になり、二添えの仕込みが終つて、清めの切り火がおこなわれるときには『切り火』の祈りがあつた。そして『二番擢』の唄があり、三番擢のときには『二ころ突き』を歌つた。そこには、彼らの望郷が、願いが、祈りが、切々と歌いあげられている。

△流し唄▽

- | | | | |
|---------------|---------------|----------------|-----------------|
| 今朝の流しはどなたとどなた | 酒屋さんとは知らずに惚れて | 三つ、おさんが産で難産で | 七つ、お七からかさ柄がぬけて |
| 可愛い主さんの声がする | 花の三月泣きわかれ | 勝手の神様大騒ぎ | 雨が降つてもさし手がない |
| 可愛い主さんの流しの際は | △米洗い水汲み数え唄▽ | 四つ、四ツ谷赤坂麴町 | 八つ、坂東太郎利根川の船頭 |
| 水も湯となれ風吹くな | 一つ、始つたりや一の谷 | だらだら落ちるお茶の水 | いかだ流しの大先生 |
| 今朝の流しは二番か槽頭 | ひよどり越えの坂おとし | 五つ、ごんと突いたか明けの鐘 | 九つ、公方さんからお江戸で金貸 |
| 宵の流しは釜屋さん | 二つ、日光結構中禅寺 | 可愛いあの娘の目をさます | 十、有つても貸せない田舎の大尺 |
| 釜屋槽頭は流しの鴨だ | ありがたいのは善光寺 | 六つ、六千軒は越後榊原の城下 | 十一、十日夜の藁鉄砲 |
| | | 雪の降ること日本一 | 十一日は蔵びらき |

蔵をひらいて祝いましょう
 十二薬師に願かけて
 可愛いあの娘に添うように
 十三番は法華の墓所
 十四お半の色はじめ
 色はすれども血の涙
 十五夜お月は丸くてでつかい
 十六羅漢で働かん
 親のせつかに子はきかん
 十七島田は投げ島田
 抱いたらはなすな
 十八馬頭烏山
 色が黒くて目が光る
 十九厄年孕み年
 二十日宵闇朝月夜
 一渡り渡って候
 △配摺り唄▽
 とろりとろりと今朝摺る配は
 酒につくりて江戸へ出す
 江戸へ出しても名のある酒は
 酒は劍菱男山

男山より劍菱よりも
 私の好いたは色娘
 江戸へ出すとは昔のことよ
 今は世が世で地ではける
 誰れもどなたさんもこころでちょ
 いと
 ちょいとつけましょ長煙草
 女郎の文でもかしこでとまる
 千秋楽とはお目度い
 △切り火唄▽
 明きの方からカッチリカンと
 切り込んだるは切火なり
 常礼発 身盜戒
 松尾さん水神さん荒神さん
 笠間の門三郎正一稲荷さん
 お目ざめあって
 おためしあれ
 只今仕込みましたる配第一号
 江戸へ出しては江戸一
 田舎へ出しては田舎一

千人万人万人皆好くように
 旨く辛く尻ピンとして
 大極上々の御銘酒とならせ給え
 破え給え 清め給え
 悪事災難不浄よけ
 △二番權の唄▽
 今年は目出たい燕の鳥は
 さすのやなかに巢をかけた
 めでためだが三ツ重なれば
 鶴は御門に巢をかける
 鶴が御門に巢をかけおけば
 鶴はお庭で舞い遊ぶ
 鶴と亀とは何というて遊ぶ
 この家の繁昌というて遊ぶ
 またも目出たいこの家の御庫
 黄金きり窓にすだれ
 今宵御庫は花なら薔
 御座るお客はさけさけと
 △三ころ突き▽
 一、そろうた揃いましたノーエ

三ころ突きそろうた
 中に二、三本もノーエ
 よく揃うた
 二、竹の切口ノーエ
 しこたんたんと皆たつぷり
 溜りし水は澄まず濁らずノーエ
 出ず入らず
 三、丹波与作どんはノーエ
 喰いつくはねつく
 馬栓棒はひっぼしよる
 飼ば桶叩きこわす
 曲り目は曲らぬ馬方なれども
 今じゃお江戸へ出てノーエ
 二本差す
 四、お婆どこ行くノーエ
 一升二升三升到四升五升樽
 お尻のあたりに
 ぶらさやらと下げて
 嫁の在所へノーエ
 孫抱きに

恐慌下に闘い抜いた組合日誌

大正一〇年頃から慢性的な不況を続けた経済界が、昭和に入ると遂に恐慌となって、都市も農村もどん底に落ちこんだ。アメリカに巻きおこった不景気が忽ち生糸を暴落せしめて、四年には百斤一、一七一円の糸価が、六年には僅か五二七円に落ちこみ、大正末期には一貫一〇円の繭価が五年にはたった一円八〇銭に陥落した。製糸工場が日ごとに倒産し、蒼ざめ果てた製糸工女が続々と村に帰って来、失業者が巷にあふれた。

この不況の裏がわで、大企業は、いよいよ独占的な規模を拡大していったのだが、明治以来、養蚕と製糸を両輪にして廻っていた信州の経済界は、格別にもその動揺が大きく、五年には、信濃銀行を筆頭に幾つかの銀行が潰れ、都市には賃金の不払いがおこってストライキが相次ぎ、農村自治体では納税が停滞して、教員給料の不払いが決議され、各地に小作争議が勃発し、電灯料金の不払い運動にまで発展した。

このどん底で、酒造業だけがらち外に立てるものではなかった。由来、本県の酒造業界は、製糸と養蚕業の歩みにつれて、消長してきたのであるから、町には「糸屋の次は酒屋の倒産だ」という声が聞かれた（伊那組合小野庄司氏談）ほどである。別表を見よう。六年には、全県下の清酒生産高が僅か八万石に転落し、七年になっても一〇万石台にはのぼれない状態が続いた。明治以来、この郷土には且て全く無かったどん底である。

勿論、この減退ぶりは信州に限ったことでは無く、全国生産もまた、大正一五年頃は四、八〇四千石をあげていたものが、一〇年には三、七八四千石に沈みこんだ。しかし、それに比しても本県の激減は余りに著しく、当時の県の記録が「全国に例を見ない」と報告していた。

この激減は、当然、そのまま業者の倒産と転廃業の激しさを物語っている。昭和四年には四〇〇軒を数えた業者が、五年には既に三

造石高の足どり (長野県統計書・単位石)

南安	北安	更級	埴科	上高	下高	上水	下水	長野	松本	上田	合計
5,174	8,168	5,074	2,744	3,887	4,420	8,616	2,706	3,891	4,578	2,352	155,832
4,362	7,105	4,966	2,413	3,614	4,325	7,296	2,087	3,516	4,448	2,000	139,201
5,231	7,914	5,112	2,596	3,656	4,516	8,601	1,890	3,905	5,066	2,270	150,504
4,388	7,508	4,641	2,401	3,227	3,776	7,361	1,899	3,514	4,529	2,165	138,288
2,745	4,290	2,442	1,172	2,237	2,699	5,489	1,311	2,290	3,282	1,488	82,439
2,409	5,118	3,458	2,045	2,893	2,817	5,462	1,121	3,184	3,250	1,614	98,168
3,264	6,071	3,967	2,028	3,607	2,773	6,056	1,240	3,518	3,469	1,627	115,897
3,571	6,424	3,933	2,104	3,544	2,993	6,749	1,815	3,551	3,642	1,811	123,613
3,236	4,409	4,245	2,004	2,356	2,454	3,761	1,700	3,452	2,332	1,306	108,628
2,561	5,855	3,805	2,072	3,301	2,947	4,555	1,755	3,514	2,112	1,223	112,858
3,006	6,198	3,849	2,038	3,559	3,038	4,841	1,853	3,615	2,677	1,413	117,148
3,086	6,228	3,647	1,840	3,638	3,364	4,362	1,798	3,319	2,500	1,357	113,146
3,771	5,525	3,811	1,830	3,236	2,914	4,009	1,390	3,075	2,204	1,342	100,985

五〇余となり、爾来、その速度をますます早やめて一五年には四割を減じてしまった。このこともまた、独り信州だけのありさまでは無く、大正一五年頃には九、七三九軒を数えていた全国業者が、昭和一〇年には七、三〇四人に転落し、正に二割五分強を減じた。しかし、これとても本県におけるほどの激しい減率ではない。勿論、すべてが倒産ではなく、業界の前途に見切りをつけて、転業にむかったものもある。倒産者も、酒造りそのもので倒れたというよりは、他産業での失敗のあおりを喰い、他人の保証で行き詰ったものもあった。

ところで、このような不況に喘ぎながら、酒造業界の勝ち残り者たちは、いたい、どんな苦闘を続けてきたのか、諏訪酒造組合の当時の日誌がその日の闘いの姿を遺憾なく偲ばせている、恐らくは、すべての組合がこのような道を歩いて、切り抜けてきたのである。

昭和五、一一、一八 臨時集会をひらく。高遠方面の業者に警告を与えた。ども、再び当町に於て恵比寿講売出しをなす。この対策を講ぜしむ、この際相争うは却て当方の損失となることをおそれ、一時形勢観望と定む。町内同業に濫売を企図するものある由、よって交渉せしところ大濫売の計画を中止する由。不況深刻の時勢に鑑み小売値段の協定をなす、最低小売値段金一円也、但最下級品。石炭、米、酒道具、もやし、サルチル、竹、傘、樽などの共同購入制度を作り、職人の日給も申合す。禁酒会の宣伝者よりは物を買わないこととす。

同一一、二五 諏訪郡組合総会をひらき、時局対策を研究、近時濫売におちいらんとする酒価の維持を誓い合ひ。

同一二、一 時局対策月例会をひらき、清酒最低小売値段一円を保持するため、右協定値以下にて販売したるものよりその数量一升ごとに金一円ずつ徴収

昭和前期、郡市別

	南佐	北佐	小県	諏訪	上伊	下伊	西筑	東筑
昭和 2年	16,931	10,303	8,002	14,427	14,132	14,453	2,884	18,090
3	15,278	8,567	7,713	14,046	13,382	17,281	2,712	14,090
4	17,616	9,276	7,948	14,915	14,180	18,058	2,885	14,869
5	15,596	8,025	7,733	13,215	12,989	13,626	2,730	13,965
6	8,216	4,022	4,218	9,157	6,900	10,132	1,793	8,556
7	11,964	5,701	5,701	10,213	8,085	11,802	1,451	9,880
8	13,991	7,185	6,508	12,782	9,603	14,915	1,662	11,622
9	14,180	8,295	6,962	13,851	10,265	16,309	1,757	11,857
10	12,624	8,322	5,619	13,305	8,912	14,521	1,509	10,561
11	12,712	9,786	5,580	15,070	9,358	15,626	1,701	9,320
12	13,354	10,262	5,998	16,139	9,292	13,733	2,035	10,243
13	12,116	8,863	5,471	15,933	9,386	14,026	2,041	10,167
14	11,125	7,308	5,415	15,517	6,619	11,672	1,546	8,676

昭和前期、酒造場数の変遷 (長野県統計書)

	昭和 2年	5年	6年	10年	15年
南佐	17	17	15	14	15
北佐	21	19	15	17	13
小県	33	33	23	30	21
諏訪	29	22	16	14	13
上伊	47	38	28	30	23
下伊	18	42	30	33	30
西筑	14	12	11	9	8
東筑	38	37	30	30	21
安級	17	13	11	9	7
科高	17	14	10	14	13
水野	11	11	8	8	9
本田	9	6	6	5	5
田計	17	16	13	15	15
上下	25	24	19	15	14
長松	21	18	15	16	12
上合	12	9	1	8	8
	6	6	5	6	5
	11	10	9	8	5
	7	7	7	6	4
計	400	354	278	287	241

することを誓約す。

同二、六 松尾会集会をひらき、以下のことを決議す。歳暮売出しは見合せる。桶屋の手間賃四月一日より十月三十一日まで一円六十銭、

ほかの月一円四十銭、樽屋の手間一年中一円七十銭、斗樽は六十銭より七十銭まで、五升樽は三十八銭より四十五銭、三升樽は三十銭より三十五銭、二升樽は二十銭より三十二銭。大工手間は七月二円、八九十月一

円八十銭、十一月一円六十銭、十二月一円四十銭、一月一円十銭、二月一円三十銭、三月一円五十銭。

同二、二六 初売につき評議の結果、恵比寿講の売出しが甚だ不良なりしに鑑み、初売も中止と決定。

同二、二八 先日初売出し中止をいったん決定せるも、一部の業者が行うことを申出せしため、再度集って協議の結果、上等清酒一升現金一円三十銭とし、一割以内の景品づきにて行うことに決め直す。景品は一斗ごとに中綿一玉、五升ごとに上等手拭一反、三升ごとにハウジ茶半斤、二升ごとに白砂糖一斤、一升ごとに大井一個、五合ごとに桃マッチ一個とす。

六、二、一三 月例会。蔵人給料二割見当減俸を申合す。諏訪醸友会創立を決定。精米用電力料については共同歩調を取り、諏訪電本社へ値下げを交渉する。酒粕小売値段七十五銭とし、酒粕不足の折なれば安売

五評訪酒造家比壽講
大賣出

精選、原料高級、醸造法ニコレバソ 評訪酒天下ニ名聲ヲ學ケ得テ評訪酒、ウミヲ知リ給ヘ。

大布屋酒造店 電話一六一番
瀧本酒造店 電話一〇八番
破萬年酒造店 電話一〇八番
酒ぬのや酒造店 電話一〇八番
小松酒造店 電話一〇八番
龜泉酒造店 電話一〇八番

一斗毎ニ 一升毎ニ 三升毎ニ 五合毎ニ

客器代ヲ神類リ致シマス

昭和初めのエビス講売出しのチラシ

りせざることを申合す。上諏訪町に購買組合などできた場合も、組合員は共同歩調をとり、個人がみだりに引受けざることを、個人又は同業者連合の売出しは今後絶対行わざることなども申合す。

同三、一九 月例会ひらく。例会は単なる会食に非ず、営業上重大なる対策を協議するものなれば、理由なくしてみだりに欠席せざること、欠席多くしては折角の決議事項も徹底せざるにつき各自自重ありたき旨を話し合ふ。この程小和田の購買組合より酒の共同購入に關し、大布屋に直接交渉ありたるも組合の申合せを重じ拒絶したり。然るにその後これを個人にて引受けたる酒家ありたる模様なり、遺憾とす。新聞広告なども個人にては行わず、必要あれば組合連合でなすこととす。

同四、一七 小和田生産組合への酒販売は松尾講にて扱うこととし、

月例当番にて供給、月例会にて会計をなす。代表銘酒一升一円なり。但し生産組合にて只今は伊那方面より安酒購入、販売致しおるもの故松尾会がこれに對し競争することは不利につき、当分は成り行きにまかすこと。樽運賃を空四錢、実八錢に値下げ交渉すべしとの声ありしも、不況の折柄車力に同情するもの現れ、結極まともならず。

同七、二〇 夏期の業界閑散の折、各酒家の店員の手あぎの者を使用し、一定の場所にて酒樽用むしる並に醸造用のむしるなど製作しては如何と相談なしたるも、実行は来年にのばすこととなる。

同二、六 今回上諏訪にて小樽廃止にともない、使用すべき五合ビンは阪本製瓶所に共同注文す。八トン車ほどにて約六千本ほどなれば各家に約一千本ずつの割合なり、千本五十三円。

七、二、一三 各店得意先の勘定不払いの人を当番に報告し、当番において各家に連絡し、各店そろってその人には現金ならでは売らざることと決議す。

同五、四 五合ビンについて一升も一、二三〇本買入れしが、一升ビンの紛失多きため、各家容器に印を入れるよう注文することに決す。前回協定せる勘定不払人名簿本日作製さる。不払人は大手町、末広町、弁天町、島崎方面に二三軒、岡村榊町方面に二〇軒、角間、清水、赤羽方面に一二軒、小和田方面に八軒、上町、中町、本町方面に一一軒、浜町片羽、湯ノ脇、大和方面に二三軒あり。これらには現金以外売らざることとす。(ここでは個人名を略す)

同九、二六 上諏訪農会の手を経て七十五錢より八十錢の酒を売る小

売店ある由知れ、緊急に松尾会を召集す。某酒造店の計画と判明、直ちに中止を申し入れたるに、明晩回答するとの返事なり。

同九、二七 某酒造店より組合平和のため、農事組合の方を断り中止する旨回答ありたるも、役員の間より「商人として今更ら破談もなるまい」との意見出で、結局松尾会が扱って、某酒造店へ会員各家から一升瓶を持ち寄り、この分に限って一升中味八十銭で売することに決す。併せて今後かかること無きよう決議す。

八、五、三 当町購買組合より、一升約五銭値引の交渉ありたるも断る。

同六、九 軍需品として地方物産購入の目的を以て陸軍糧秣被服兩廠

一にも二にも団結で、どん底の数年間を切り抜けたのち、昭和七年には満州事変が勃発し、翌八年頃から漸く軍需景気がおこり始めて、石当り一〇円の値上げが断行されるなど、少しずつ光明を見出してきたのであった。

さて、恐慌下の酒造業界は全くいぼらの道であったけれども、ここに幾つかの注目しておきたいことがある。一つは、不況による自然淘汰のため、業者の数が減って、結論的には業界が安定にむかったことであり、もう一つには、酒造りの企業性が一段と高められたことである。長い間、蚕糸業一辺倒に馴らされてきたこの郷土の農村が、恐慌の試練にたたされて、ほん然と、蚕だけに頼ることの危険を感じ、多角経営のための換金作物の取入れに転じなければならぬことを知り、そこに多くの、こんにち的な特産物を生み出していった、ちょうどそれと同じように、酒造業界にも一つの構造転換が行われたのであった。

△上田、滝沢市治氏談▽ 上小地方の酒造家は、昔から酒を兼業的に扱い、むしろ経営の主体を養蚕や蚕種業に置いていた。或る酒屋は大規模に蚕を飼い、或るものは蚕種のかたわら酒造りを営むという風な在り方であった。それが、昭和初頭の農村恐慌の試練に立たされて、その在り方を一変し、酒造りの専業にむかい、企業化への努力を傾けるようになっていった。

より主計正ら、明十日来町せらるる由役場より通知あり、酒も諏訪の特産なれば仲間に加わるべしとのこと。早速集会し、組合共同の歩調を以て卸売八十銭、九十銭、一円、小売一円、一円十銭、一円二十銭にて見本を提出、全町の製造能力等報告せり。

同八、二七 糧秣廠への酒納入につき、某家松尾会の共同申合せを無視、単独にて納めしたため集会協議す。かかる状態にて松尾会の申合せが役立たぬものなれば、この際一層解散すべしなどの意見も出、某家の謝罪の辞ありて了承す。

同十一、二七 南信酒造組合懇談会決議の結果、石十円値上断行決る。

庫出税反対、長野勢大いに闘う

造石税を廃し、庫出税にすべしという声は、既に明治時代から論議されており、三六年には、時の主税局長若槻礼次郎が実施しようとしたこともある。爾来、昭和に至るまで酒造家大会の議題にもしばしばのぼせられたが、常に反対説がリードして、ついに実現を見ないでいたのを、昭和一年に至り、政府がいよいよ議会で提案しようとする目論んだ。

酒造組合中央会の意向が急速に、即時実施に傾き、多くの酒造家たちも、それを承認するだろうと判断したからであった。しかし、ひとたびその報が伝わるや、信州の業者たちは猛然と反対の火の手をあげた。賛成派は「造石課税の定期分納制は休蔵、廃業、破産の主因をなしている。定期分納制なるが故に、販路を持たざる造家が資金利用のため、不当な造石を敢てし、納期至れば、税金調達のために濫売を余儀なくされる。酒造業の近代化をはかろうとするならば、この際、庫出税による背水の陣をひいて、長い間の慣習になっ

ている盆暮勘定の在り方を、一挙に、大急ぎで改革しなければならぬ」と主張した。

これに対して反対派は「庫出税は水に税金をかけるのにひとしい。盆暮勘定を即時改めてというが、地方においては農家の収入の在り方からいって、当面、そんな要求は理想論に過ぎない。庫出税を実施せんとするならば、まず小売販売の免許制を布き、その上に立って現金取引の習慣をつちかい、しかる後に実施せよ。然らざる限り庫出税の即時実施は、本場大手が弱少造家を潰すのに役立つだけであり、資金の貧弱な地方の中小造家は、勿ちにして破産してしまふであらう」と、強力に抵抗するのであった。

反対の火の手を挙げた信州の業者たちは、直ちに、全国業者に檄文を飛ばし、昭和二年一月一〇日には浅間温泉富貴の湯に幹部が会合して、政府案を撤回に導くための作戦を練り「四季分納制反対、庫出税即時実施反対」の決議を行ったが、この日、信州勢の猛反対を聞き、説得に乗りこんできた中央会長小林作五郎（福岡県出身）は、会議に列席することを拒まれ、夜の宴席だけに臨んだ。

しかし、その席上、信州側は全員黙して多くを語らなかった。

長野県酒聯の名による反対の檄文は、当然、遠く福岡県下の業者にも送り届けられたため、賛成側に立つその酒造組合は、時を移さず、その情報を中央会に具申するとともに、県内業者結束の対応策を講じなければならなかった。

昭和十二年一月十六日

福岡県酒造組合長

酒造組合中央会長殿

酒税法改正に関する庫出税制賛成調印の件

庫出税制実現要望に関する件

実現することを要望致候

拝啓 陳者先般来長野県酒造組合聯合会より酒造業者に対し庫出税実施

一、酒類の庫出税は其月分を翌月末迄に納税すること

延期方等に関し照会し賛同方回答を求めたる結果当県組合員中事情に通

但し担保を提供するときは庫出後二ヶ月以内に納税すること

ぜざるもの等賛同の回答を發せる趣きに及聞たる結果本回之を打開する

右

為め組合員全部に対し別紙の如き庫出税実現要望の調印を徴する為め来

福岡県酒造組合

支部

る一月二十二日臨時支部長会を開催し多年の要望貫徹に務むべく計画致

氏名

候条御参考迄に此段及通報候也

氏名

(別紙)

氏名

印

かくて、闘いの焦点は、一二年五月一二日を期して和歌山市にひらかれる中央会全国大会にむけられていった。中央会が、この大会で庫出税即時実施の決議をおこない、政府の提案を促す方針を決めていたからである。長野県酒聯では、これに先だつて、全国八千余の全業者から賛否のアンケートを求め、反対多数の回答書を携えて大会にのぞみ、「庫出税反対」のアドバルンをあげた。県聯会長林七六、副会長亀井旭彦、小沢栄重郎、酒造家代表宮坂高明、井出一太郎以下多数、それに販売代表百瀬経三らが馳せ参じた。

大会前日の評議員会では、林がよく健闘したけれども、結局、四〇数人対一で反対説が破れた。これを知った信州勢は「何ごとぞ、個々の業者は我々のアンケートに明らかかな如く反対しているのに、一部大手業者幹部の横暴である」と叫び、大会での否決を主張して、井出一太郎を先頭に宮坂高明、百瀬経三、宮尾袈裟理らが交々登壇、獅子吼をつづけた。

大会には、大蔵次官石渡荘太郎らも出席していたが、中央会の幹部たちは、勢いの趣くところ、流血の惨事にまで発展しかねない情勢をおそれ、警察官が場内を警戒した。結論は、この大会を以て決議することは避け、実施のための委員会を設けることで落着した。

信州勢は、一応、目的を貫徹したのである。かくて、翌一三年には物品税が課せられ、一五年四月に至って物品税を庫出税と改め、造石税との二本建てとし、一九年に初めて庫出税一本にしばられたのであった。

△百瀬経三記▽ 私は、庫出税が即時実施されれば全国八千三百業者の過半数が倒産するだろうと主張した。すると、実は廉売する業者がいるので、それを防ぐためにやるのだという人もいた。そんなことなら、現に長野県がやっているように組合の結束で廉売を防げればいいではないかと言ってやった。難あたりには、潰れるものはつぶれてもいいではないか、いいものだけが残ればよいという者もいたが、そんな人情味の薄いことはもってのほかだと言ってやった。

私が演壇にのぼり、こんな政令が強行されるようならば流血の惨事になるかも知れない。当局も、よくそのことを考えてやってもらいたいとやったものだから、警察が乗り込むは、検束するぞというような空気になったが、二千八百人もいるのだから検束はできない。結局、三時間も揉みあげた末、庫出税研究委員会をつくって解散となり、長野県万々才になったから、帰りの汽車の中でも大いに信濃の国の歌を合唱したりして大変なものであった。家へは帰らずに、その足で大蔵省の石渡さんのところへ挨拶にいったら、ああいう摩擦のある問題だとは思わなかったといっていた。

△亀井旭彦記▽ 小売免許制をまず先にやって、現金取引が施行されるようにしておいて、二、三年たってから庫出税を行うのならしいが、それを逆にしてやられたのでは、本県あたりのように盆暮勘定のところでは忽ち資金に参ってしまう。だんだん地方の酒がよくなくなって東京辺でも灘や伏見の酒が圧倒され始めたので、本場の業者たちは品質では対抗できないから、経営面で圧迫しようと考えたのが庫出税だという私たちの見方だったから徹底的に反対した。

我々は、全国の業者から集めた「反対」のハガキ四千三百軒分を携え、和歌山大会に先だって主税局に出かけ、この実情であるものを何故強行しようとするのかと、石渡荘太郎さんに抗議をしたところ、よくわかったということで引上げたが、その時、事務官が玄関まで送り出してきた。「あなた方の集めた資料は大変貴重だから、しばらくの間是非大蔵省に貸しておいて欲しい」ということで、よろしくごさんすと貸してやった。

△諏訪、土橋春雄氏談▽ 和歌山大会は警察官の警戒している中で論戦がおこなわれたのだから、大変な緊張ぶりであった。井出さんや宮坂さんの熱弁は今でも耳に残っている。が、実はもっと驚いたエピソードがある。火を吐く論戦が正に最絶頂に達したと

き、県酒聯会長の林七六さんがやおら席に立ち上り、静々とあたりを見廻しながら「さて、これから私の隠し芸をお耳に入れます」とやったものだ。そして、音吐朗々と歌い出したのが、なんと「何をさせても手ぬるい癖に、抜きたいちもつ、持ちこむときの手の早さ」という例の都々逸だった。来賓席の大蔵省主税局長石渡壮太郎氏など、身を乗り出してニコニコと聞き入る有様で、忽ち全会場が和気あいあいとなってしまう。林さんのあの痛快な収拾がなかったら、或は流血の惨事になっていたかも知れない。それで、一時休憩のようなやわらいだ空気にさせ、あとのことが穏やかに進められる結果になった。全く偉い豪傑だと、誰れもが思った。

産業組合王国としての悩み

昭和八年のある日の会合で、諏訪酒造組合の面々が一つの難題にぶつかり、頭をかかえこんでいた。深刻な不況乗り切りのため、全組合員が固く団結して、断じて協定値段を崩しての、抜けがけ売りは行わないと誓い合っている業者の前に、郡内所々の産業組合から、共同注文に対する値引き交渉が持ちかけられてきたからであった。産業組合では、その手で酒も扱うことを取り決め、仕入れ値段の引き下げについて、酒造組合の団結の一角を切り崩し、個々の業者を誘い込もうとしたのである。現に、郡外業者から安値で仕入れて、売っている産組もあった。

個々の業者にすれば、魅力の大きい大量注文だったし、地域同志としての人情も働いて、多少の値引きをしても商談に応じたいところである。しかし、そうして一角が崩れ出せば、忽ち全面的な濫売に追い込まれてしまうかも知れない。何とも進退きわまる場面であり、さりとて敢然とこれを拒否すれば、他郡酒の侵入も考えられて、頭の痛い問題となった。そこで、長い評議の末、結局個々の業者としてはなく、組合として受注の上、多少の値を引き、組合員が順番に庫出する方針を決定して、その場は落着したが、このような頭の痛い問題は、独り諏訪の場合だけにとどまらず、全県的な、或は全国的な難題でもあった。昭和一二年八月の「酒造組合中央会通

信」がつぎのようにいつていた。

〔清酒と産業組合〕 農山漁村の産業の振興と経済更生との目的を以て、近来いたるところで産業組合が創設せられ、最近その進歩発展は驚くばかりである。彼らの扱う品物は「産業用品」と「経済用品」とに分別し、産業用品は肥料を第一に農具その他を、また経済用品とは呉服、日用品、文房具、飲食物、雑貨等に至るまで実に二銭のキャラメルをも取扱うのだからたまらない。今のところ、酒類の販売はまだ少数の組合に過ぎぬが、最近全国購買組合联合会より各府県の購買販売組合联合会を通じて、各市町村組合に焼酎の販売方を指令し、農村組合の中にはそれを一升ビンに詰め換えて売り出しているものもある。それが今後清酒と焼酎との需給関係に、いかように進展してくるか、大いに注目されなければならない。

その頃、長野県は産業組合が最も大きく発展し、産組王国といわれたほどだから、他府県に卒先して、既に清酒を扱う組合も数多く出てきていたのである。都市だけでなく、農村の中にまで一般中小工商业者の結束による商権擁護聯盟が結ばれ、反産運動が展開された。購販聯上田支所の玄関で、一人の自転車屋が「産業組合が、どうしても自転車にまで手を延ばすというのなら、俺はここで死んでやる」と叫びながら、ピストル自殺を企てるほどの事件もおきた。諏訪の酒造家たちが、産業組合の進出に思い悩み、酒造組合中央会が、その酒類販売への登場に目を見張ったのも当然でなければならぬ。ちょうどその頃、いよいよ販売免許制実施の内報が伝ったのであるが、長野県酒聯はいち早く中央会に次のような陳情書をおくって、産業組合への免許拒否方を政府に申入れるよう要請し、中央会もそれにこたえて立ち上った。

昭和十三年二月二十六日

長野県酒造組合联合会

会長 林 七 六

酒造組合中央会長 伊藤保平殿

酒類販買免許制度に關し陳情

今回政府より酒造税法中改正法律案として議会に提出せられたる酒類販

売免許制度は酒造業者及販売業者多年の要望に有之、実現の暁は幾多販売上の弊風を根絶し業界に利する所大なるを確信仕り候。然るに之が免許を販売業者に非ざる者にして酒類を需用者に配給する機関たる購買組合消費組合等に対しても与へらるる哉に及聞候。本県は曩に全県酒造業者並販売業者より成る酒類販売統制会を組織し取引の改善発達を企図し

着々其の成果を収めつつあるも、遺憾ながら産業組合は業者として何等制肘を受けざる立場を利用し、自由の行為に出で地方業者を犯し常に業者との間に摩擦相剋を惹起し、統制上迷惑を蒙り居る実状に有之候間、業者保護の見地より之等団体に対しては絶対に販売免許を与へざる様致

され度、万一不幸にして免許を与へらるる場合は業者と見做し組合に入、其の統制に従ふべき義務を負はしめ、然る後免許を与へらるる様其の筋へ陳情、右希望達成候様特に御配慮煩し度候也。

この陳情運動を展開すると同時に、長野県の業界としても、産業組合を酒類販売統制会の統制下に組み入れるための努力を傾けたのであるが、それはなかなか実現することができず、各地で摩擦が絶えなかった。前記陳情書につづいて三ヶ月後には、再び中央会に実情報告書を送り「目下、本県酒造業界にとっての大きな問題は、一つには、地方的主要産業としての養蚕金融の関係から、依然として盆暮二期勘定の慣習を脱し得ないでいる悩みと、もう一つには、産業組合の酒類販売をわれわれの統制会下に組み入れることの至難さに悩んでいることである」と、改めてまた強調しなければならぬほどであった。この摩擦について、やがて「相互従来の実績比率を變更せざるよう」との、商工、農林次官通牒が発せられることにはなつたけれども、戦時販売統制下において、産業組合との対立は、常に大きな悩みの種としてつきまとつた。